

日本記者クラブ会報

東京都千代田区内幸町二丁目
日本プレスセンタービル9階
◎社団法人 日本記者クラブ
電話〇三二五〇三二七二一

一九八五年四月二十五日（木）

彭真中国全国人民代表大会常務委員会委員長記者会見

中ソ正常化は歴史発展のすう勢

長年来、日本の報道界は中日友好協力を発展させ、両国と両国人民の相互理解と友情を増進するために、幾多の有益な仕事をなされてきました。この機会を借りて友人の皆さまに感謝の意を表します。

私は、このたび貴国の衆・参両院議長のお招きで友好訪問に参りました。この数日、天皇陛下にお目にかかり、両議長、中曽根首相、安倍外相および各界の友人と親しく会見して、両国間に現存する善隣友好協力関係を一層強固にし、発展させる方法について話し合いました。わが国の全国人民代表大会と貴国の国会とのあいだの協力と交流をさらに強化し、緊密にするこ

とについても意見を交換いたしました。これらに対して、私は満足をおぼえております。このたびの訪問で、私は、勤勉で英智に富む日本人民が、経済建設面で収めた大きな成果をまの当たりにすることができま

した。また、中国人民に対する日本人民の友好的なよしみを肌で感じとりました。そして、中日両国人民は必ず世々代々にわたり友好的につき合っていくことができる、一層確信するようになりました。きよりの午後、私は、関西へ向かいますが、貴国のうるわしい山河と、賓客を温かく遇する人民が、私にまた美しい思い出を与えてくれるであります。それでは、皆さんの興味を持っている問題について、お答えしたいと思います。

新井理事長（司会） 会場からカードによって質問が出ておりますので、一問ずつ私から質問していきたいと思います。

日中両国はかつてない良好な関係にあります。日本に対して何か注文がございますか。一時は、日本は合併に消極的だという批判の声も、中国側から聞かれ

ましたが、率直なご見解を承りたいと思います。

特に日本企業の協力を期待

彭真 今日、両国の関係は大変すばらしい状態にあります。

中国は一〇億余の人口を抱えています。対日貿易額は一〇〇億ドルあまりしかありません。しかし、この数字は、わが国の対外貿易総額の四分の一を占めています。これは喜ばしいことです。これは中日両国の友好関係の一面でもあります。

しかし、不足というか、つまり足りない面、あるいは客観的な可能性と潜在力については、まだまだあるといえます。

一例をあげます。中国は社会主義の現代化を実現しようとしています。二〇〇〇年までには、一九八〇年に比べ重工業生産総額を四倍増にする、という目標を掲げ前進しています。そのためには投資が必要です。もちろん、この資金面においても、主に自力更生に頼って、わが国の一〇億の人民の勤勉と労働に依存しなければなりません。わが国の既存の物質的な力と技術的な力、それと人的な力を十分に発揮することに頼りま

目次

中ソ正常化は歴史発展のすう勢……………	1
彭真 中国全人代常務委員長	
所得税中心主義の検証から	
二一世紀の税制・税体系を考える……………	6
野口悠紀雄 一橋大学教授	

す。

しかし、建設に必要な資金量はぼう大なものですから、自らの力だけでは不十分で、同時に外資も積極的に利用しなければなりません。外国の先進的な技術を導入しなければなりません。先進的な管理方法も導入しなければなりません。もちろん、世界各国からです。が、まずわが国の近い隣国である、日本に対して期待しています。特に日本の実業界に期待しています。

新井理事長 委員長は法制に非常に詳しいと聞いておりますが、外国との経済協力をさらに進めるためには、何といたしても経済関係法の整備が重要だと思います。経済関係法の整備をどう進めていくつもりですか。

国務院権限で経済暫定規定を

彭真 対外関係の法律については、憲法の中ですでに規定を定めています。憲法では、対外開放と中国における外国投資は、法的な保証があると規定しています。同時に、外国との経済関係の法律をも制定しました。しかし、それはまだ完備されたとはいえないと、私も思っています。幾つかの問題については、私たちの経験がまだ不足ですし、あるいはまだ条件が熟していない問題もあり、こうしたところではまだ法律をつくるまでには至っていません。しかし、実際の仕事の中で、外資利用と先進的な技術の導入は差し迫った問題ですので、それらを待つわけにはいきません。

そこで中国の全国人民代表大会、また全国人民代表大会の常務委員会は、引き続き外国との経済関係の法

律を作成すると同時に、対外開放および経済体制の改革については、暫定規定や条例をつくる権限を国務院に授けました。それが法的な拘束力を持つということになっていきます。しかし、法制度という点からいえば、まだそれは正式な法律ではありません。経験が熟した段階を待って、随時に国家の正式な法律を作成します。

ここで皆さんに次の二点をあらためてお知らせしたいと思います。一つは、対外開放や経済体制の改革について、規定や条例を国務院が作成することができるということ。もう一つは、中華人民共和国政府の批准を得た経済関係の契約については、どんな契約であろうと、その期限がどんなものであろうと、期限が終わるまで、その契約どおりに実行することができますということ。法律の保証を受けることができます。これは私個人の意見ではありません。中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会が作成した議案で、先に開かれた第六回全国人民代表大会の第三回会議に上程して採択されたものです。私どもは、しっかりとそれを履行していくつもりです。

新井理事長 委員長は、一九六六年春の故毛沢東主席の発動した文化大革命の大きな犠牲者です。このことは、よく日本でも知られています。毛主席と文化大革命について、これこそ個人的な見解でも結構ですが、率直なご意見をうかがいたいと思います。

文革も今はすでにエピソードに

彭真 文化大革命については、否定すべきです。中国の社会主義建設の事業に対して、よいところは一つ

も見つかりません。毛主席個人については二分することができると思います。毛主席は、中国共産党の指導者として中国人民を指導して、帝国主義、植民地主義、封建主義の三つの大きな山を覆して、中華人民共和国を建てました。これは非常に偉大な事業であります。彼はまた私たちを指導して、新民主主義革命をやり遂げました。それに次いで生産手段に対する社会主義改造を完成しました。自動車一台の生産もできない、大型の精密機械一つも生産できない国から、工業面でも経済面でも、自力に頼って自国を装備できるようになりました。こうしたわが国の国民経済のための良好な基礎を固めました。

しかし、文化大革命という間違いを犯すべきではありませんでした。文化大革命の期間中の指導には間違いがありました。しかし、文化大革命という悪い体験から、わが国はすでによい教訓を引き出し始めました。私個人についてはいえば、文革のあいだは、いわばタナ上げにされていました。十三年間にわたって仕事と全く隔離されました。しかし、それもわが国の社会主義革命と社会主義建設にとっては、短いエピソードにすぎません。

ここでは、皆さんの貴重な時間を無駄にしないために、その細部については省略したらどうでしょうか。つまり、文化大革命については全面的にそれを否定しましたから、問題は解決できたといえるのではないのでしょうか。

新井理事長 中ソの関係改善はどこまで進めるつもりですか。ソ連共産党と中国共産党という、党レベルでの関係も改善されるのでしょうか。またゴルバチョフ・ソ連新政権についてどうお考えですか。

カンボジアを糸口に中ソ改善

彭真 この問題については、いまのところまだ発言しにくいところがあります。

中ソ両国の国家関係は、いま逐次改善中です。それは主に貿易・経済関係と人的往来に表われています。しかし、根本的な改善をはかるには、三大障害の除去が必要です。率直に皆さんに申しあげますが、わが国は、戦争の脅威を受けている国であります。北には一〇〇万の軍隊が国境に迫っています。南にも一〇〇万の軍隊があります。一方ではカンボジアに侵入して、もう一方ではわが国の国境で毎日のように砲撃を加えています。農民が耕すこともできなく、労働者は出勤することもできなく、人民が生活を続けることもできない状態です。また西にはアフガン事件があります。しかもそのミサイルの三分の一は東のほうに配備されています。これが中ソ両国の関係改善のためといえるでしょうか。北方の軍隊は、近いところで、わが国の首都に数百キロしか離れていません。

ですから、中ソ関係の改善をはかるには、この三大障害を取り除くことが必要条件であり、また基礎でもあります。

ゴルバチョフ書記長は就任の際、対中国関係を改善したいと、しかも重大な改善を希望するというふうに表示しました。この重大な改善というのが、一体、何を指しているのか。いまのところ私にはまだはつきりしません。三大障害物を一朝にして全部すっきり解消する、というのは非現実的なことです。私はそのようには希望しておりません。しかし、一歩だけは何とか

踏み出せるのではないかと思っています。たとえばベトナムのカンボジア侵略を支持しない、ということはあるのではないのでしょうか。これはわりと容易にできることかと思えます。これを実行するのは、ソビエトにとつてはたいした損失にはならない。しかし、それによつて中ソ両国関係に緩和が表面化し得るでしょう。それを通じて、ソビエトの対中国関係の重大な改善ということも、具体的な内容づけができると思われ

ます。先ほども述べましたように、ゴルバチョフ書記長は就任の際、対中国関係については重大な改善が望ましい、というふうに話しまして、わが方からもそれ相応に希望を伝えました。つまり、私たちが大きな改善を望んでいる、と表明しました。

アルヒポフ副首相がわが国を訪問した際、私たちは古い友人ですから、私自身も会いました。その際に、私から彼に次のように話しました。私たちのあいだの積極的な要素をさらに伸ばして発展させて、消極的な要素を取り除かなければなりません。何よりもまずベトナムとカンボジアの問題を解決しなければなりません、と。その時は、ソ連の駐中国大使のシチエルバコフ氏も同席していました。私のこうした意見に対して、彼は異議を唱えませんでした。ですから、彼らは賛成しているものと思えます。

中国共産党とソ連共産党の関係については、まだ議題にはなっておりません。わが国はこのように三大障害の脅威を受けている段階ですから、党の関係までではなくとも考えられませんか。

中ソ両国の国交正常化を回復することは、中ソ両国人民の願望と利益でして、また世界平和の利益にも合

致するものです。二つの国が数千キロの国境線を共に有して、このように長いあいだ不正常的な状態を続けることは妥当ではありません。歴史の発展のすう勢としては、両国の関係の正常化が必要であると思えます。党の関係については、まだ接触を始めておりません。たとえ両党の関係を回復させるとしても、五〇年代や六〇年代初期の状態にまで、回復するということではありません。

問題ははつきりしております。両党の関係の悪化は、そういう基礎の上で生まれたものであります。ですから、両党と両国の関係を、そうした一番悪化した時代の状態にまでもどすことは考えられません。わが国の外交政策は独立自主のものであると、わが国の憲法に規定されています。そして国と国の関係は平和共存五原則が基礎で、覇権主義と帝国主義に反対しなければなりません。外国では、中国が社会主義の大家庭に加わるかどうかについてのいろいろな推測があるようです。しかし、わが国の憲法には、国と国の関係では主権および領土保全の相互尊重が必要というふうにはつきりと書かれています。

社会主義の大家庭といわれるものの中での、国の関係はどういうものでしょうか。彼らは、かつてこういうふうに正式に表明したことがあります。つまり、この大家庭に加わった国の主権は、ソビエトを除いてみん

なな有限なもの、すなわち限度あるものである、と。
新井理事長 日本の共産党との関係をおききします。委員長は、一九六六年一月の宮本訪中団との会談が失敗した時の、中国共産党の当事者ですが、その後十九年間、両党の関係が断絶しているわけです。日本共産党との関係正常化の動きなり、見通しについてう

かがいたいと思います。

日本共産党との修復も前向き

彭真 私は、宮本先生をよく知っています。かつて多くの接触がありました。今回、私は国会の招待に応じて公式訪問にまいりましたので、中国共産党と日本共産党の関係の問題について話をするのは考えていません。友人の皆さんはこの問題について関心を持たれておられるので、私たちの考えと原則をお話したいと思っています。中国共産党と各国の共産党、労働党の関係については、わが国は数十年の正面と反面の経験を総括して、四原則をまとめました。一つは独立自主です。二番目は完全な平等です。三番目は相互尊重です。四番目は相手側の内部事務に対する相互不干渉です。この四番目は、最初の独立自主と重なるところもあります。いままでも各党の関係のあいだで起きた問題は、その多くは相手側の事務に対する干渉から発しています。そのため特にこの四番目を独立させました。これは一番目の独立自主から派生したものです。中国共産党と日本共産党の関係については、先ほども申しましたように、今回の訪問期間中に、その問題について話することは考えておりません。しかし、この問題に対しては、私たちの態度は前向きです。いまは自分の国と世界のいろいろなことでもかなり忙しいので、歴史の問題については、史学者にまかせましょう。歴史というものは、往々にして後世の人が書くものです。しかも彼らの時代になりますと、関連材料も全面的に把握することができるようになるでしょう。その時になれば、彼らの多くはその関係の専門家です。

よう。ですから、後世の史学者がこの問題を書けば、私たちよりはこの問題を客観的によりよく書くことができるものと信じます。

話が長くなりましたが、一言にまとめれば、前向きです。中日両国の関係についても同じです。前向きでなければなりません。過ぎ去った歴史は、主にわれわれに対する経験と教訓です。その経験と教訓については、先ほども申しましたように、すでに党と党のあいだの四原則にまとめました。

新井理事長 先般、中国の魚雷艇の銃撃事件が起って、これに対する韓国の処置は極めて迅速であり、早期解決に努めたわけですが、今後の中国と韓国の関係について、どうお考えですか。また、一九八八年のソウルオリンピックに中国は参加いたしますか。

ソウル五輪参加も積極的に検討

彭真 魚雷艇事件についての南朝鮮側の処理はよかったです。わが国の関係部門からは、すでに感謝の意を表しました。朝鮮半島の問題については、主に南北双方自身の力によって、平和統一をはかるべきだと思います。双方の政府が対話と接触、そして会談を増やすことを希望します。また両国の国会レベルでの会談を提案しましたが、この面においての接触もすっかりとやることを希望します。朝鮮半島の平和と安定を、われわれは希望しています。朝鮮半島の平和と安定は、朝鮮人民の利益に合致するばかりでなく、中国人民の利益にも合致するものであり、また貴国の人民の利益にも合致するものと信じています。もし可能なら中日双方の朝野、官民がともに南北双方の接触を早めるよ

うはたらきかけ、朝鮮半島が平和的な方法で統一されるよう希望します。

私の考えでは、金日成氏が提出した自主平和統一など、平和統一に関する一連の主張は考えられる方法だと思えます。

中日両国とも、朝鮮半島とは関係が密接だと思えます。ですから、もしできれば、朝鮮半島問題の平和的解決を促進することを希望しています。

オリンピックについては、国際機関の規約に従って事を進めます。わが国の主管部門はこの問題を積極的に考えています。一九八八年までにはまだ数年ありますので、そのあいだにどういふ変化があるかはまだ分かりませんが、その時になったら相應の決定を下すことができるでしょう。この相應の決定という言葉の意味は、積極的な決定ということですが。

新井理事長 カードによる質問は以上です。時間も迫ってまいりましたが、会場から、あと一問……どうぞ。

鈴木 (テレビ東京) 中国経済の昨年来の動きを見ていますと、生産がかなり過熱して、一方ではインフレの懸念も出ているようです。輸入が激増して、外貨準備がかなり減ってきている、という問題もあるようです。地方行政なり企業の自主権を拡大したことによって、その影響がいろいろな形で出ているのではないかと。一方、政府の内部でも、不正行為とかあるいは拝金主義的な考え方に対する批判もいろいろあるわけですから、そういうものを含めて、管理体制をある程度強化せざるを得なくなっている、ということがあるのだらうと思えます。これが一体、これまで進めてきた開放化のテンポにどう影響するのか、という点に私たち

は注目しているわけです。まずこの二点をうかがいたいと思います。

また、日本からの技術や資本の導入問題も、開放化のテンポを調整することによって、多少変わってくるのではないかと、懸念があります。最近、自動車の輸入などについて、中国側は大変慎重なようですが、一方では輸出をおおいに進めたいということもある。中国は今後貿易政策をどういうふうに関開していくのだろうか。

彭真 昨年は第三・四半期、特に十二月になって、わが国の経済に具体的な問題が生まれました。報道界の皆さんは、私たちの友人ですから、ここで率直に皆さんに申しあげます。通貨を出し過ぎました。もちろん、それは物価にも影響を及ぼします。わが国は、かつては中央への権力集中が多過ぎました。それは企業でも、また地方の行政部門でも同じことがいえませんでした。そのため地方の各省、直轄市、自治区以下の各レベルの地方政府の、積極的な意欲が十分に発揮することができなかつた。企業活動の積極さ、また主導的な力、創意も十分に発揮することができなかつた。これはわが国の体制の面に存在した主な欠点です。ですから、権限を地方や企業に分散しました。

国営企業の数はかなりのもので、約一〇〇万あり、工場は四万あります。その四万のうち八、〇〇〇の工場の生産高だけで、わが国の全工業生産高の六〇％を占めています。権限を分散しますと、一〇〇万余りの企業で、しかもあれほど多い省と、直轄市、自治区では、それにとってもなつてまたいろいろの問題も起こりました。それに加えて中央レベルから地方の各レベルにまで、不正の風というものも現われました。不正と

いうのは、いろいろな現象があります。その主なものは通貨の過剰発行です。二番目には、奨励金をやたらに出し過ぎました。それを出すために彼らは、聞こえのいい名目をつけて、「これは民衆の利益のためだ」というふうに言いました。また、各企業ともなるべく多くの金を儲けようという考えがありますから、やたらに物価を上げました。新しい不正がその中で悪い役割を果たしました。昨年の第三・四半期、特に十二月にはいろいろと混乱がありました。

このような問題を解決しなければ、それがさらに大きくなる可能性もあります。しかし、その解決にしっかりと取り組めば、仕事を促進することもできます。今年の一―二月に入ってから、すでに大量の通貨が回収されました。普通の言葉でいえば、経済政策の緊縮です。その回収の速度もかなり速いものです。出し過ぎた奨励金については、私たちは、こういう対策を採っています。その合理的な部分については、それを追って認可しました。不合理な部分については、それを撤廃します。物価に対する管理にもしっかりと取り組んでいます。とにかく、いろいろな面に対する管理をしっかりとやらなければなりません。

権力の分散というのは、政府がないということに等しいものではありません。自分が欲しいままに事ができるということではありません。まず、憲法と法律の範囲内で活動しなければなりません。その次は、党和国家の政策に従わなければなりません。この政策は、自分の意のままに作成したり、改正したりすることができないものではありません。つまり、その政策の実行段階において、それに関する条例と規定をつくる権限を國務院に授けました。こうしてわが国は政府も人民

も依拠できる法律を、国を挙げて定めることにしました。わが国の人民もそのように要望しているし、また私たちがそのようにしています。

もちろん、これからは問題が発生しないということではありません。あれこれの具体的な問題がまた現われるでしょう。しかし、私たちは、そういう問題は解決できると信じています。

このようなことが、対外開放政策、外資の導入、外国の先進的な技術の導入に影響を及ぼすかどうかについては、そのような影響はないといえます。対外開放ということでは、貴国が明治維新の時に鎖国令を取り下げたことも対外開放です。戦後の貴国の政策も一歩一歩と対外開放を進めている政策だと思えます。もし対外開放の政策がなければ、貴国にはこのようになめざましい発展がなかったでしょう。鎖国政策や門戸を閉じるという政策は、時代遅れの少なくとも半世紀昔のものといえます。

私たちが、憲法にこのような対外開放政策をうたったのは、いままでの自国の経験を総括した上で、世界の先進国の経験をも参考にして決めたことです。経済体制の改革、外資、外国の技術の導入についても憲法で規定しました。現在それが必要であるばかりでなく、将来もそれが必要であります。わが国が、いまの日本のような先進的な段階にまで発展した場合にも必要だと思えます。科学技術は人類の財産です。私たちは、世界にこれだけ先進的な技術があるのに、それを利用しないような愚か者ではありません。

(文責・編集部)

一九八五年四月十八日（木）シリーズ研究会『税制改革かくあるべし』（一）

所得税中心主義の検証から

二一世紀の税制・税体系を考える

野口 悠紀雄

（一橋大学教授）

きょうは四つの問題についてお話をさせていただきますと思います。

まず第一番目に、論点の整理といいますが、何が問題なのかという、いわばイントロダクション的なことをお話ししたいと思います。二番目に、税法系あるいは税の構造という点から見て、どういう問題があり、どういうことが必要かという問題をお話ししたいと思います。三番目に、主として長期的な観点から、税の負担率がどうなるか、あるいはどうすべきか、そのためにはどういうことが必要か、という問題をお話ししたいと思います。第四番目に、まとめとしまして、税法系全体をどのように構想するか、ということをお話ししたいと思います。

構造と負担の問題を区別して

まず最初に論点の整理ということですが、私は、これに関して税の構造の問題と負担率の問題を区別すべきである、ということを主張したいと思います。税の

構造の問題というのは、たとえば所得税と間接税の比率がどうなっているのがいいかとか、あるいは所得税の累進構造がどうあるべきか、という問題です。

負担率の問題というのは、全体としての負担率を今後高めるべきかどうか、という問題です。この負担率の問題は、さらに分けて考えられます。一つは、後ろ向きといいますか、財政赤字を縮小させるための手段として増税が望ましいかどうか、すなわち財政再建のための手段としてどうかという問題です。もう一つは、前向きといいますか、長期的に二一世紀に向かつて社会保障支出が増大していくが、そのための財源としてどうかという問題です。

税構造の問題と負担の問題は密接に結びついているわけですが、原理的には一応別の問題である、ということがいえると思います。たとえば大型間接税を導入し、一方において所得税を減税するということであれば、税の負担率は一定にとどめ、税の構造を変えるということになるわけです。したがって、もしそのような政策を評価するというのであれば、それは税構造

の観点から議論すべきだといえるわけです。しかし実際には、この二つのことを明確に区別しないで問題が設定されているために、議論が混乱するということが、しばしば見受けられます。たとえば大型間接税には反対である、なぜなら、それは税負担率の上昇を意味するからだ、という議論がしばしばあるわけです。これは二つの議論を混同している、といえます。

いま税制改革の議論の中心になっている大型間接税の問題も、過去数年間論点がかなり変わってきています。つまり、昭和五十三、四年当時、大平内閣によって一般消費税が提案された際は、主として税負担率の観点から提案されたわけです。しかもそれは主に財政再建、すでに生じている赤字を縮小させるための手段として、一般消費税が提案された。それが主目的であったわけですが、なぜ一般消費税かということについては、それほど強い主張はなかったわけです。いわば現行税制の中の増税が難しいから、一般消費税というところで、ポイントがあくまでも財政再建のための財源を確保するためであった、と思います。

現在でも、そのような観点から税制改革が論じられることが多いわけですが、たとえば財政当局はいまでもそのような問題意識を当然持っていると思われまます。さらに自民党の一部でも、おそらくそのような観点から税制改革を考える、という方々も多いのではないかと思います。

しかし、特に昨年の秋ごろからは、このような財源論とは別の立場から、税制改革の問題が論じられるようになってきました。すなわち、二つの論点のうちの第一の税構造の観点から、税制改革が必要であるという

議論が出てきた、ということが特徴ではないか。

第一の論点が増大されるようになってきた背景は何か。一つは、現在の税制が持つ様々な問題点、不公平とかひずみとか、そのようなことが許容し得ない段階にまでなった、という問題意識があると思います。もう一つは、現在生じている赤字に対する財源確保という観点からいえば、ここ数年の緊縮財政によって公債依存度が低下して、五十四年当時とは緊急度がかなり変わってきたのではないか。したがって、財政再建のための財源確保という観点からの主張は、どちらかというと比較的弱くなっています。もちろん、財源を確保するという立場も重要なわけですが、その場合にはどちらかというと、現在の赤字をどうするかというよりも、長期的な意味で社会保障の増大に備える財源として新しい税を考える、という問題意識が出てきているのではないかと思われま。

以上、論点の整理として申しあげたわけです。論点を区別して、現在、何を議論しているのかを明確にすることが必要であるということを、最初に申しあげたかったわけですね。

所得税をどう評価するか

本題に入らせていただきますが、あらかじめ私の主張を要約して申し上げますと、まず、税構造の問題としては、現在の所得税中心の税構造にいろいろな問題が出てきて、それを是正するという意味で、大型間接税の導入は一定の意味を持つであろう、ということを中心として、現在生じている赤字に対して、増税によってそれを

を縮小するというのではなくて、むしろ二一世紀に向かつて増大する社会保障に対する財源として、大型間接税を考えるということを主張したいと思えます。

これが、二番目と三番目の問題設定に対する私の意見ですが、これを踏まえて第四番目にまとめとして、現在は税制改革の問題として、大型間接税をどうするか、ということが前面に出ていますが、税制改革の問題は、この問題だけにどまるとはなくて、税制全般をどうするかが重要なのである、ということを中心として、かというの、かなり重要になってくるという点を、最後のまとめのところで話したいと思えます。

以上がいわばイントロダクションですが、そこで次に税構造の改革という観点から問題を捉えた場合に、どのような議論ができるかということについて、私の考えを述べてみたいと思えます。

税構造の改革の問題は、いろいろ多岐にわたる問題ですが、要約すれば次のように表現できると思えます。所得税中心主義をどのように考えるか、という問題です。所得税中心主義ということについては、若干の説明が必要かもしれませんが、日本に限らず多くの先進国の税制は、所得税を中心にして税制を組み立てるといっていいと思います。特に日本およびヨーロッパ・サクソン系の国々において顕著なのですが、この考え方は、個人段階においては個人所得税が最も理想的な税であって、それを中心に課税するというものです。しかし、個人の所得税は一定の限界があつて、特に法人段階で生じている法人の内部留保、これは結局は個人の所得になるわけですが、それに課税することが難しい。したがって、いわば個人段階での所

得税を補完するものとして、法人税を位置づけるといって、個人所得に課税して、個人段階では所得税、法人段階では企業の所得に対して課税をする法人税、この二つが税制の基本になっています。

事実、日本の国税はそうようになっているわけですが、所得税と法人税で全体の約六割から七割程度の税収を上げています。間接税はごく限定的なもの、たとえば揮発油とか酒とかしゃし品とか、特定なものに対して課すということになっていて、どちらかというと、これは例外的なものです。地方税においてもほぼ同じような構造になっています。所得税に対応するものとして、個人および法人の住民税、事業税が税の中心になっています。

このような税体系が、所得税中心主義といわれるものです。この考え方をどのように評価するかということが、税体系を考える場合の中心的な議論である、と私は考えます。

所得税の果たした役割

所得税の考え方は、歴史的に見てもそれほど古くからあつたわけではありません。比較的最近の考え方です。日本についてはいえば、このような税制をとるようになったのは、第二次大戦以降のことであるといつてもよろしいわけですが、ほかの国でもそれほど昔からあつたわけではありません。事実、財政学の教科書には、所得税は近代的な税であると書いてあります。経済発展が未発達な段階では、取引を記帳したり、証拠に残したりすることがなく、また貨幣取引もないというところで、そのような段階では所得税はなかなか課す

ことはできないわけですが、したがって、未発達な経済では、間接税とか関税が中心になります。近代的な社会になって、所得税が課せられるようになった。そのような意味で所得税は近代的な税です。また所得税は、税理論上の様々な基準に照らして望ましい税であるといえます。たとえば所得再分配を行えるということで、公平の観点から見望ましいし、経済活動に対して差別的な影響を与えない、という意味でも望ましい等々の評価が与えられているわけです。

結局いま問題にされているのは、そのような財政学の教科書にあるような所得税の評価、それが現実社会において実現しているのかどうか、という問題ではないかと思えます。日本は所得税中心の税制を第二次大戦以降約四〇年間行ったわけですが、その経験をふり返ってみて、所得税のすぐれた点あるいは問題点が一応かなりはっきりした形で浮かび上がってきた。現在はそのような時点である、ということがいえるのではないか。四〇年の経験を踏まえて、所得税をどう評価するかということが、現在、問題にされるべき点ではないかと思えます。

そのことについて、もちろんいろいろ議論があるかと思えますが、ごく簡単に申しあげると、次のようなことがいえると思えます。まず第一に所得税のメリットとしては、所得再分配という点でかなり大きな役割を果たした、と一般にいわれています。庶民から隔絶した大金持ちというのは、所得税によってなかなか生まれられないようになった。所得が平等化した。二番目に、近代国家が様々な財政活動を行うに当たって、その財源調達の役割を果たした。むしろ所得税だけではなくて法人税も含めていっているわけですが、戦前のよう

な税体系であれば、調達できなかったような財源を調達し得た。このような評価は当然できるのではないかと。

徴税上からくる限界

そういう面で、所得税はすぐれた成果を残したといえるわけですが、他方、この所得税の持つ問題点もかなりの程度明らかになってきました。その問題として、きょうは特に次の二点を申しあげたいと思えます。

まず第一は、所得が捕捉できるか、あるいは所得を計算するために必要な情報を徴税当局が入手できるかどうかという問題です。二番目は若干原理的な問題ですが、所得の定義、所得の概念がうまく設定されているかどうかという事です。

第一番目の問題は、しばしば議論されることでして、たとえば九六四の問題は、この典型的な問題の一つです。つまり、給与所得者に関する所得情報は比較的容易に得やすいが、事業所得に関する情報は比較難いという問題です。この実態がどうかということについては、特にお話する必要はないかと思えますが、ただ私が強調したいと思えますのは、この問題は所得税中心主義が抱えているかなり必然的な問題である、ということでありませう。

納税者の数が非常に少なく、ごく少数の納税者だけをつかまえていけばよい時代は確かにあったわけですが。しかし、現在はそうではなくて、国民の大部分を納税者にせざるを得ない状況になってきているわけです。このように多数の納税者が存在するという前提に

おいて、かなり状況が変わってきたということが一つあります。もう一つは、全体としての税負担の水準が低い状況では、個々の納税者は、節税をしたり脱税をしたりするというところに、それほど強いインセンティブを持っていなかったわけですが、税負担率がある程度の水準を超えると、節税、脱税がいわば一種の経済行動となるという問題です。つまり倫理の問題だけではなくなかなか規制できない面を含んでいるということですから。多数の納税者が、情報を積極的に隠したいという意識を持っている時に、果たして所得税が現実的な税になり得るかどうか問われているわけです。

九六四の問題に関しては、いろいろな批判があることは事実ですし、また大変な問題であるわけですが、それではどうしたらいいかということに関して、あまり具体的な提案はないのではないかと。単に納税者のモラルを強調するというだけでは、問題は解決しないわけですから。納税者のモラルに訴えて解決できる時代は、すでに過去のものになったと考えます。

繰り返しますが、納税者が多数あり、しかも個々の納税者が納税に関する情報を隠したい、という自然の欲求を持っている場合に、いかにしてこの問題に対処できるかということは、そもそも本質的な問題を含んでいると思うわけです。つまり、はっきりいえば所得税は、そのような社会においては限定的なものにならないを得ないのではないかと。そのような問題がまずあります。第一番目は、そういう徴税上の問題であるわけですから。

避けられない恣意性の介入

所得税については、こうした徴税上の問題が強調されますが、しかし、実はそれだけではなくて、やや理屈の話になりますけれど、所得をどういうふうに定義するかという問題もあるわけです。所得は、抽象的にいえば収入から支出を引いたものですが、それを具体的な場面に適用することができるとかどうかが問題です。たとえば背広とか靴は、所得を得るための経費なのかどうか。あるいは安い背広ならそうだけれども、高い背広ならそうではないといえるのかどうか。そういうことをキチンと議論しようとするれば、非常に難しいことになります。経費がどのくらいのものかということは、誰でも認められるような客観的な基準があるわけではなくて、場合によって極めて恣意的な判断を要する難しい問題であるわけです。そういう意味からいうと、客観的に誰でも賛成するような所得の定義ができるわけでは必ずしもない。サラリーマンの所得についてさえ、そうであるわけです。

法人所得については、もっと複雑な問題が出てくるわけです。事実、法人税は極めて複雑な体系になっています。たとえば減価償却の問題一つをとっても、ある資産の減価償却は何年なのかという問題、これを定義しないと法人の利潤が定義できないわけですが、このへんのところの定義は、かなり恣意的なものにならざるを得ません。

ですから、所得税はもともとキチンと所得を定義しようと思うと、極めて複雑なものにならざるを得ないということです。経済活動がある程度単純で、所得に

ついて誰でも納得できるような定義ができた頃とは違って、現在の経済は非常に複雑多岐にわたっていますから、その各々について客観的な所得を定義していくというのは、極めて難しい問題であるということになります。

そのように考えますと、実は先ほど所得税は近代的な税である、財政学の教科書には書いてあると申しましたが、果たしてそうなのかどうか疑問が出てくるわけです。現在の社会は、むしろ所得税がかなり時代遅れになるような要素を、いろいろ含んでいるのではないかと。所得税の次の税が必要とされる時代になってきているのではないかと。

複雑きわまる法人税

ちょっと話が横道にそれますが、日本の法人税は非常に複雑な税法系になっています。税法は一般に複雑ですが、法人税は特に複雑でして、読んでもほとんど分からない文章なのです。一読難解二読誤解三読不可解などというようないろいろなことがいわれるのですけれども(笑い)、私自身も税のことをやっているが、法人税の関係の法令そのものを読んだことはあまりありません。おそらく皆さまの中でも、キチンと読んだ方は少ないのではないかと思います。読んでも分からないし、それよりも解説書を読んだほうが早いわけですね。税の基本になる法令自体が、一般の人には分からないような構造になっているとさえいえるわけです。

日本では法人税がそうですが、アメリカの場合には、個人所得税もかなり複雑なようです。昨年でしたか、大統領選挙の時にフェラーロさんの旦那さんのザ

ッカローが脱税で問題になりましたが、ちょうどあの時私は国際会議に出ています。同席していたアメリカ人にそのことを話したら、あれは当然の話だ、起り得べくして起こった、というわけですね。なぜかというザッカローがやっているのは不動産業で、不動産業に関しては特に税制が複雑なのだそうです。ものすごい厚いマニュアルを見ないと分からない。だから必ず間違える。あるいは間違いを捜そうと思えば、必ず誰でも出てくるのだそうです。部厚いマニュアルを見ないと税の計算ができないというところに、少なくとも現在のアメリカにおいては、所得税制の一つの問題が表われているように思われます。

アメリカの文科系の学生で最も有能な人間はハーバードのロースクール(法学部)に行き、その中でも優秀な学生は税法を学ぶといわれています。それにはそれなりの理由があるわけです。税が簡単であれば、税に関する弁護士の活躍する場面はないわけですが、税が複雑になっているために最も有能な人間を惹きつけるだけの魅力を持つ分野になっているわけです。

ちなみに——これも脱線ですが——現在アメリカで財務省の税制改革案が出されていますが、ここでの一つのポイントは簡素化です。簡素化というのは、何をいつているのかといえますと、税率を三段階にするのも簡素化の一部かもしれませんけれども、実は先ほどの部厚いマニュアルを見ないと分からないような、税制を簡単にすることというところに重点があるようです。特に個人所得税の段階においてのいろいろな控除とか、その他を簡単にするというのが、税制改革案のかなりポイントであるように思われます。

結局、ここで申しあげたいことは、現在の所得税が

以上のような意味で限界を持ってきているのではないかといいことです。

給与所得は源泉徴収で克服

このような限界に対応して、どのようなことがなされているか。日本の場合は、給与所得については次のように対応しています。徴税上の情報の入手が難しいという点に関しては、源泉徴収という方式。個々の納税者が、自分の所得を税務署に申告するというのではなくて、源泉徴収をしようということによって、いけば情報的な困難、所得を調べるといふ困難が克服されています。所得の定義に関しては、給与所得控除という制度で、収入から一定の算式に基づいて控除して、残りを所得にするという方式がとられています。つまり、個々の場合について計算をしない。これによって所得の定義がいろいろ難しい、たとえば背広が経費かどうかというような問題を克服しているわけです。給与所得に関しては、この二つの方式によって、先ほど申しした所得税の抱える二つの問題を、克服しているといえます。

しかし、克服しているのは給与所得に関してだけといてもいいわけで、ほかの所得に関しては、それに対応するようなことがありません。たとえば事業所得についていえば、税務署がいちいち調査をしないと、正直な申告をしない限り、所得は分からないという事です。また所得の定義の問題に関しても、たとえば娘の結婚式の費用や遊びに行った時の自動車の費用は経費なのかどうかなど、個々の問題について判断しないと分からないわけです。

したがって、給与所得とその他の所得とのあいだに差が出てきます。所得税に関しては、二つの基本的な困難を前述の方法で克服してはいますが、ほかの所得に対してはそのような措置を講じ得ない、ということが基本的にあるわけです。そういったことを考えますと、九六四問題は、所得税という税制を現在の社会に適用した場合に、必然的に出てくる問題であるといえます。当然そのような問題が出てくるわけで、それを解決するためには、かなり大きな努力が必要になります。

推定課税でも問題は残る

それは、たとえばどのようなものかと考えてみますと、一つは、所得の調査、情報の入手を回避するために、推定課税という方法が考えられます。つまり事業所得等についても、税務署がいろいろな資料からして、この商店の所得はいくら、この商店の所得はいくらと決めて、推定によって課税して、もしその額に不服であれば、納税者の側が証拠を持って反論するという方法です。挙証責任を逆にするということが考えられます。しかし、これ自体が非常に大きな徴税強化であるわけです。現在の日本でそれを導入できるかどうかはなほ疑問です。仮に導入できるとしても、そのような徴税強化が望ましいかどうかということも、もう一つの問題かと思えます。しかし、原理的にいえば、そういうことが考えられます。

ただし、そのようなことを行ったとしても、所得の定義が曖昧であるという問題は、やはり原理的な問題として残るわけです。先ほど経費が曖昧だと申しまし

たが、問題はそれにとどまりません。これは少し理屈の問題で、いくらでも例示できるのですが、たとえば持ち家の人は、当然、家賃を支払っていない。しかし、借家に入っている人は家賃を払っている。持ち家を持っている人は、資産を持ち家という形で持っているわけです。ですから五千万円の資産を持ち家という形で所有していて、家賃を払わないのと、五千万円を貯金して、その利子で家賃を払っているのは本来同じであるはずですが、ということは、持ち家の人が払っている家賃は、それに相応する所得があったとみなして——現金所得はありませんけれども——課税をしないと本当は均衡が保たれないわけです。経済学ではそのように考えて、これを帰属家賃と申します。

本当は、そのようなことまでしないと、所得を正確に定義したことはありません。しかし、それは極めて困難です。持ち家の家賃をどのように評価するかという問題とか、その他たたくさんの難題が生じます。いま一つの例を申しあげただけですが、そのほかにキャピタル・ゲイン、特に未実現のキャピタル・ゲインに課税できるかどうかなど、様々な問題が出てくるわけです。

ですから、所得税に関しては、徴税上の所得捕捉という点で非常に大きな限界を持っていますが、それを仮に推定課税等の方法によって克服したとしても、なおかつ残る原理的な問題があるわけです。そこでの恣意性による不公平さというのは、避けられない面があるといふことを申しあげたいわけです。

以上、所得税に関して、メリットもあるけれども、かなり大きな限界もあり、そういったことがかなり明らかになってきたのが現在の状況ではないか、という

ことを申したわけです。

再評価される間接税

そうして考えますと、かつては前近代的な税と考へられていた間接税を、いまのような立場から見直す必要が出てくる余地があるわけです。間接税は、徴税をするに当たって、所得税ほど複雑な情報を必要としません。特に間接税が理想的に機能するとすれば、最終的には物の価格に上乗せされて、消費者が負担するということになり、その物が製造され流通される段階における取引さえ正確につかんでいれば、正確な課税ができます。情報上の困難さ、所得を捕捉する困難さは、もちろん、皆無ではありませんが、所得税の場合に比べるとかなり軽い。

しかも、これはしばしば論議されている点ですが、所得税の場合におけるような所得の違いによる捕捉力の違い、つまり九六四の問題は原則的ではないわけです。どんな職業の人であっても物を買えば同じ税を払うわけですから、所得の種類の違いによって税負担率が違ってくるという問題は、原則的にはない。

もう一つ、概念上の問題も、間接税についてはそれほどないわけです。物の消費は市場価格によって、かなり明確に定義できるので、所得を定義する場合の概念上の問題も少ないといえます。

ただし、日本のいまの間接税は、最初に申しましたように、ごく例外的なものとして位置づけられています。個別のものを取り出して課税するという、個別間接税という体系になっています。そうではなくて、一般的な原則としてすべての財・サービスに課税する税

を導入するのは、所得税の持っている限界という点から考へて、一定の意味があるのではないかと考へるわけです。

単純な構造の持つ公平さ

所得税の持つ限界という点から、大型間接税が評価できるという点を申したわけですが、もう一つ申しあげたい点は、政治的な問題との関わりであります。政治的な圧力が、税制にどの程度の影響をおよぼし得るかということ、しばしば租税特別措置がどのくらい多いかが、その国がどのくらい民主国家であるかを測る目安であるといわれるのですが、アメリカの場合には先ほども申しましたように、マニュアルが大きくなるのは、特別措置がいろいろ多いからです。特別措置が多いからというのは、ある意味では税制が民主的に決められている、ということの反映でもあるわけです。様々の立場の人々が、それぞれの個別の利害を主張して、税制にそうした利害を反映させているということ、

日本の所得税に関しても、そのようなことがある程度は反映していますが、それほどひどくはない。ただ間接税については、最近、特に個別業界の税制に対する意見がかなり強くなってきましたが、これもまだアメリカほどは強くないかもしれません。いままです税制の決定が、官僚機構によってほとんど決められてきた、ということに原因があるのかもしれない。最近——といってももう一〇年ぐらいになりますけれども——税制の決定に対する政治的な力が……。ただ政治的といってもアメリカの場合のように、議会が介入す

るというのではなくて、自民党の個々の議員が介入するといふ点が問題なのですけれども、そのような意味での「介入」が、かなり目立つようになってきています。

仮にそういったことが今後も続くとしても、現在のそのような体系ではかなり問題が多い。まず間接税については、個別間接税という体系をとっており、個別のものに対して利害を主張するということが出てくるわけです。また所得税についても、個別の業種等の背景から、税制を変えていくということが問題になります。その場合に、税が複雑であって、所得の定義についてあまり客観的な基準がなく、かなり恣意的な部分が残っているという点を考えますと、いわゆる圧力によって税制が変えられていくという危険はかなり強いわけです。現在はまだそれほど問題になっていないと思いますが、将来の問題として、そのようなことは十分考えられるのではないかと思います。

そういうことを考えると、一般的な消費に単一の税率で課税するという、極めて単純な構造の税の持つ一つのメリット、つまり政治的な個別の立場に影響されないということも、利点として主張し得るのではないかと思います。

税構造については、そのほかにもいろいろ議論はなされてはいけませんが、時間の制約もありますので、二番目の税負担の問題に移りたいと思います。

福祉国家化にどう対応するか

現在の政府の基本的な態度は、増税なき財政再建を

行うということ、税負担率は当面急激に増大させないという立場です。問題は、そのような政策が、将来どの程度の期間にわたって続けられるかです。日本の政府は、国際的に見ると小さな政府なのですけれども、この小さな政府をどの程度の期間にわたって維持できるか、という問題でもあります。この問題を考える場合の重要な点は、将来、社会保障費がどうなっていくかにあります。ほかの経費も重要ですけれども、圧倒的に社会保障費の問題である、と行ってよろしい。特に年金をどうするかが重要な問題です。

西欧諸国は、第二次大戦以降福祉国家化をめざして社会保障費を増やしていったわけです。それが、現在西欧諸国の政府が大きなものになっている基本的な原因なのです。福祉国家化という意味は、所得の低い人とか身体障害者とか、そのような人々に対する施策を増やしていった、という意味ではないのです。もちろん、そういった施策も増えましたが、西欧における福祉国家化というのは、中産階級に対する施策を増やしたということなのです。支出を特定の階層に限定しないで、一般的にすべての人々を対象にして支出を行ったということ、医療費は明らかにそうですし、年金もそうです。この二つは、一定限以下の所得の人々に対する限定的な施策ではなくて、中産階級を対象にした一般的な施策であったわけです。

日本の場合も、同じような意味においての福祉国家化が進んでいます。同じような意味というのは、日本はすべて中産階級かもしれないませんが、つまり一般の人々に対する支出を行っているということ、医療と年金がそうです。現在、日本の場合、それにもかかわらず社会保障費の相対的な比重が軽い。これは、老齢

人口の比率が低いということ、年金ができてから日が浅くて未成熟なので、受給者が少ないためです。この二つの理由によって、支出の相対的な規模が抑えられています。しかし、日本の場合も将来、二一世紀に向かつてこの二つの条件が急速に変わってきます。

増える社会保障費と負担

現在の日本の様々な社会保障施策については、見直す必要のあるものもありますが、その支出が人口高齢化と年金制度の成熟化によって、今後急激に増大していくであろうことは否定するのが極めて難しい。これについては幾つかの細かい計算がありますが、細かい計算をしなくても、直感的に明らかです。日本の社会保障制度は、制度の水準としては、一人当たりの給付という点では、すでに西欧並みになっているわけです。したがって、それを受ける人間の数が西欧並みになれば、全体としての給付額も西欧並みになるであろうということ、容易に想像できるわけです。

通常、国民全体としての負担率は、税と社会保障料の和が、国民所得に対してどのくらいの比率か、ということで見ます。大雑把にいいますと、この負担率が現在、わが国は大体三五%です。税が二五%で社会保障料が一〇%というような構成になっています。ヨーロッパ諸国は大体五〇%を超えています。平均して五五%ぐらいの比率になっています。北欧諸国はもっと高く、スウェーデンなどは七〇%近い数字です。

日本も二一世紀には西欧並みになるということであれば、現在の三五%が五五%ぐらいに増えるであろう。その中身がどのぐらい増えるかは制度によってい

ろいろ違いますが、社会保障料が約二倍の水準になり、税負担率は二五%が三五%ぐらいになるのではないだろうか。ということは、税負担率が今後二〇年か三〇年のあいだに、国民所得に対して一〇%増えるということ、すなわち一〇%増えるというの、現在、所得税が国民所得の六%程度ですから、現在の所得税を二倍にしても、なおかつ追いつかない程度の税負担の増加が必要だということです。言い方を變えますと、仮に、現行の税制の中で所得税がこの役目を負うのだとすれば、所得税の負担率を二倍にしても、なおかつ追いつかないということです。

繰り返しますが、必ずこうなるというわけにはありません。これをもし変えようと思えば、たとえば年金は一切やめにするとか、かなりドラスティックなことがあれば別ですけれども、そうでない限り、こうなる可能性が多いというわけで、そのイメージをいまつかんでいただいたわけです。

もちろん、ほかの支出を減らせば減るでしょう。これもその通りですが、たとえばよく「バスターと大砲」といいますが、防衛関係費の伸びが著しいので、これを切って福祉に回せばいいじゃないかという声もありますが、確かに、そうなんですけれども、大きなケタが全く違います。国防費はGNPの一分を一・一分にしようかどうかという問題です。限界的にいえばGNPの〇・一分が問題にされているわけです。GNPの〇・一分というのは、国民所得でいえば〇・一二%ぐらいでしょうか。その〇・一二%が問題にされています。ところが、ここでいっている社会保障費は、二〇%増えるといっているわけです。オーダーが二〇〇倍です。防衛関係費を検討することも必要ですが、大

砲を削ってバターにするというのは、あまりに大きさが違い過ぎるわけです。違い過ぎる理由は、先ほどもいいましたように福祉国家では、あらゆる人々を対象にした一般的な施策がとられるからです。福祉施策は、決して貧しい人、恵まれない人だけを対象にしたものではなくありません。すべての国民を対象にしたものであるために、このような巨大な数字になります。それが日本が将来に向かって負っている、大きな課題であるわけです。

ちよつと税の問題と離れましたが、財政の最重要の問題は実はここにあるわけで、それに比しますと、ほかの問題はケタがまるきり違うといつてよろしい。

所得税での対応困難に

ということであれば、一つには、所得税のいろいろな問題を解決して、所得税および法人税で増税をしていく方法が考えられますが、それにはかなり大きな無理があると考えざるを得ません。たとえば所得税は労働に対して悪影響をおよぼす、といわれますが、それはやはり負担率があるところを超えたところで、かなり顕著になるのではないかと思われまます。現在程度の所得税であれば、ある所得階級のところではかなり重くなっています、一般的に税金が重くから働くのをやめよう、というところまではいっていない。しかし、負担率が二倍にもなるといふ状況において、果たして人々が現在と同じような勤労意欲を維持できるかどうかは問題です。またその他のことも考えた場合、やはりもう一つ別の新しい税をここにおいて持ち込まざるを得ない、という判断ができるのではないかと

と思います。

その場合の一つの候補は、先の論点に関して申した大型の間接税です。ヨーロッパ諸国では、ほとんど例外なくそのような構造になっています。つまりヨーロッパ諸国では、負担率が高いということが一方においてありますが、他方においてほぼ例外なく付加価値税という形での税が、税制全体の中で大きな比重を占めています。必然的な論理的な関係はありませんが、大きな政府ないしは福祉国家ということと、その財源としての付加価値税ということとは、ヨーロッパ諸国では相関しているわけです。因果関係ではありません。ですから、大きな政府は必ず付加価値税を持たなければいけないとは決していえませんが、ヨーロッパ諸国の経験は、われわれに対して一つのインフォメーションを与えてくれているのではないかと。

福祉財源としての大型間接税

長期的な観点からの財源として、大型間接税を考えるとということであれば、導入する場合に一つの工夫が必要になります。それを、ほかの用途には当てないということとです。使途を将来増大する社会保障に限定することが必要です。いまの私の主張は、短期的な財政再建ではなくて、長期的な社会保障の増加に当てるということですから、それを確保するための制度的な裏付けが必要になります。これは若干技術的なことになりまますので、きょうは詳しく触れませんが、目的税にするというだけでは不十分です。もうちよつと工夫が必要ですが、いずれにせよ、そのような考え方が必要です。

それは実は、増税なき財政再建と新しい税の導入を、いわば調和させるため必要になるわけです。新しい財源を導入した場合に、当然一つ考えられる問題点は、財源上の制約が緩くなったために歳出の合理化努力がおろそかになるという点です。増税なき財政再建というのは、そういうことがないように、いわば糧道を断つという戦略だと思えます。しかし、長期的には「増税なき」というのは非現実的です。この二つを調和させていくためには、将来予想されることに対して財源は用意するが、それを後ろ向きの支出には使わない、という制度的な裏づけが必要になります。そういった制度的な裏づけをとることが、増税なき財政再建と、新財源の導入を調和させることになるのではないかと思えます。

そういった観点から新税導入を主張する場合には、当面の税負担率を一定にする必要があります。つまり、今後二〇年あるいは三〇年のあいだに税負担率が上がっていきまますから、当面は税負担率を一定にする必要があります。たとえば来年、再来年に新税を導入するとした場合には、それと同額のほかの税での減税が必要になる、という結論になります。いろいろな経緯からして、同額だけ所得税を減税することによって、税負担率を一定に保つことが必要になると思えます。

以上駆け足で恐縮ですが、三番目の税負担率の問題について申しあげました。ここでの私の主張は、長期的な観点からは税負担率の上昇は不可避であり、そのために新税が必要であるという点です。しかし、短期的には税負担率を一定にすることが望ましく、そのためには所得税を減税すべきである、ということとです。そこで最後に、全体のまとめといえますか、税体系

全体的見直しが必要である、という点に話を移したいと思えます。

現行法人税の基本的見直しも

現在問題になっているのは、具体的には大型間接税を導入するかどうかですが、税構造のところでは議論しましたように、これは所得税中心主義をどう考えるかという、いわば税体系全体に対する考え方の変更を含んでいます。であるとすれば、間接税を導入するだけで、ほかの税がそのままであっていいはずはない。つまり、税体系全体をどのようにするか、という観点からの議論が必要になるわけです。

今回の国会での議論を聞いていますと、大型間接税を導入することが前提になっていて、その具体的な形態として、単段階の課税をやるか多段階の課税をやるか、というのが焦点になったようですが、それはどちらかといえば技術論に属する話です。税体系全体をどのような考え方のもとに、どういう方向にもっていくかということが、まず前段階としてはあるべきなのです。その段階の議論を省略して、技術的な細かい点についての議論をやっていた、という印象を免れ得ない。

さきほど所得税にいろいろ限界があり、大型間接税はそれを克服するという意味づけを与えられるであろう、と申しましたが、それは短期的には税負担率を一定にするために、所得税を減税することと整合的であるわけです。したがって、税体系をどうするかを考える場合に、現在の所得税の比重を低下させていく、ということが結論として出てきます。

もう一つ問題になるのは法人税です。これに関する議論はほとんど行われていないといってよろしい。実は理屈の問題からいいますと、ここはかなり重要な点であるわけです。法人税がなぜあるかというと、現在の所得税中心主義の考え方では、所得税の補完税であるという意味で、その存在理由が正当化されています。つまり、個人所得税では、法人の内部留保に課税できない。したがって、それは直接に法人の段階で課税しよう、というのが法人税の考え方です。

そのような考え方で法人税が構成されていますので、法人税独自の構造も生まれます。たとえば配当分に対しては税率を軽減し、かつ個人所得の段階で配当所得を控除しています。なぜなら法人税は内部留保に課税することが目的ですから、配当分に関しては法人利潤の段階で課税し、かつ配当所得の段階で課税するという二重課税になっているので、それを調整する必要があるわけです。これは、法人税のそのような性格から必要になってきているわけです。アメリカはちょっと違います。ヨーロッパ諸国の法人税はすべてそのような構造になっています。その他受け取り配当は益金に算入しないとか、支払い配当を損金に算入しないというのも、同じような法人税の基本的な性格から出てきている措置です。法人税は、いわば所得税があつてこそある税であつて、所得税がなくなれば、法人税はいらないということになります。

そうすると仮りに個人段階で所得税の比率を落とすいき、それに対応して消費に対して間接税方式で課税する比率を増やしていくことを考えますと、個人段階での消費に対する間接税に対応したものとして、法人段階での課税はどうなるか、という問題が残るわけ

です。

資金ベース法人税の持つ意味

これについては資金ベース法人税というものが考えられています。現在の法人税は利潤に課税しているわけですが、資金ベース法人税は、キャッシュ・フローに課税します。入ってくるものは、売り上げの収入であれ借入金収入であれ、すべてプラスして、出ていくものは経費であれ投資であれ——投資の全額をそこの中に含めますが——あるいは利子であれ、全部引いて、そういうキャッシュ・フローの差額に課税するという考え方の税です。

税制改革に関して、数年前にイギリスで「ミッド報告」というのが出たのですが、資金ベース法人税は、この「ミッド報告」で主張された法人税です。幾つかの国では、二世紀の法人税ということであるいろいろ検討されています。いろいろな意味ですぐれた性質を持っているからです。間接税に対応するものとしては、そのような税が考えられます。

この資金ベースに課税するというのは、決して机上の空論ではありません。欧米諸国ではそのような考え方が、かなり法人税に影響してきています。たとえばイギリスではこれまで、投資支出は一〇〇%初年度償却をするという制度になっていました。日本では想像もできない制度ですが、投資をした場合に減価償却で償却していくのではなくて、初年度にその額を全部償却してよいという制度です。ただ、この制度は一九八四年に見直しが行われ、現在はちょっと変わっているのですが、その考え方は資金ベース法人税なのです。

とにかく、出ていくものはすべて控除できるといふこととから。

レーガンの投資促進税制、たとえばACRS（加速度償却制度）も、経済的な耐用年数に比べて、資産の耐用年数を著しく短縮しています。初年度償却ほどではありませんが、これもある意味では償却を非常に短縮しています。そういう意味では、やはり資金ベース法人税的な考え方がかなり影響しているといえます。その意味では机上の空論ではないのです。

資金ベース法人税はいろいろな意味ですぐれていますが、一つには税制が非常に簡単になります。資金ベースは、資金の出し入れだけを見ていけばいいわけで、所得をどう定義するかという恣意的な問題は一切ありません。全く簡単な税です。簡単な税だということの一つのメリットは、間接税の場合もそうでしたが、節税や脱税がしにくくなるわけです。現在の法人税法系下では、全体の法人の約半分が赤字法人です。しかし、赤字法人を調査すると、かなりの部分が本来は黒字だった——脱税しているということですから——とも——という問題があります。単純な税にして納税法人数を増やせば、現在納税している法人の負担を減らすことが可能ははずです。

アメリカ、イギリスで投資促進税制をとっているということは、日本とこうした国々とのあいだの投資支出に関して、かなりの影響を与えていると考えられるわけです。仮に市場利子率が等しくなったとしても、アメリカやイギリスの場合には、投資に必要な収益率はそれよりも低くなっています。税の面で恩典が与えられていますから、市場利子率が高くても投資をして引き合います。しかし、日本の場合には逆で、法人の税

負担がかなり高いために、市場利子率に比べて投資の収益率が高くないと合わない、という可能性があります。そのことは、日本とアメリカのあいだの資本の移動に、かなり影響を与えていると考えられます。それが為替レートの問題にも無関係ではないのです。このことをお話しするには時間が足りませんが、いずれにせよ、全体として矛盾のない税制をつくる必要がある、ということをお話したいと思います。

たとえば利子所得の課税を強化するというのは、伝統的な意味での所得税を強化していくということですが、それに対して間接税は、消費に課税しているわけですから、所得税との関係でいえば、利子を非課税にするのと同じことですね。間接税主義をとっていく一方で、たとえば利子所得を強化するというなら、それは実は精神分裂的であるわけです。現在の大蔵省あるいは税調の議論には、かなりそういう精神分裂的なところが見られるのではないかと。学者の屁理屈かもしれないませんが、しかし、税法系を全体として整合的なものにするのが重要である、という点を強調したいと思えます。

質疑応答

今（個人）あまり高い税率は、低い税率よりも税金が入らなくなる。消費が落ちるし密輸入などが増えるから「国富論」の中で述べられているのですが、密輸入を今日の節税・脱税に置き替えるとピタリだと思ふのです。そこで質問したのは、付加価値税大型間接税などを導入しても、期待したほど、つまり社会保障を充実して補っていくほどの税収が見込める、と

いうような単純なものではないだろうという点の一つ。その証拠にヨーロッパの国々は非常に税収難で悪戦苦闘している。そのへんのところは一体どう受け止めたらいのか。また経済の成長が非常に低くなっている段階で、所得税から間接税というのはどうなのだろうか。

もう一つは、アメリカは日本と同じように直接税が主体の国で、決して間接税にウェイトを置くようになっていないが、これをどう思うか。

いま日本の税負担率が各国に比べて低いということは、低い理由があると思います。なぜなら五十五歳とか五十七歳で仮に定年になっても、年金が出るのは六十歳からです。こんな先進国はないわけで、安かろう悪かろうではかなわないので、安いということ、それだけの根拠があるのではないかと。

消費への影響は所得税も同じ

野口 第一点は、所得税から消費税への移行が消費を抑えるのではないかと、という質問だと理解しますが、結論的には、それはどちらでも同じです。間接税は物の値段を高くすることによって、税金を負担させています。しかし、所得税は所得を減らすことによって、負担させているわけです。ですから、所得税の場合も消費を減らす効果があります。

つまり消費税は、一万円の物を、たとえば一万五〇〇円で売ることによって、五〇〇円分税金を負担させる。そのことが消費抑制効果を持つとおっしゃるわけですが、しかし所得税の場合は、たとえば一万五〇〇円所得があったものを、五〇〇円所得税で取って、一

万円しか消費できないようになっていくわけですね。そういう意味では五〇〇円の負担があるというのは、所得税と間接税を比べますと同じなわけです。税の負担があるから消費が減るといのは、税をかける限り、所得税の場合も同じことが起こるのです。

今 税を取る側にとっては、所得税のほうが非常に簡便ですね。

野口 税を取る側にとつては、先ほど申しましたようなことを考えますと、間接税のほうが簡単な面が多いと思います。

今 簡便というか、確実に取れますからね。

野口 ただ、それは五〇〇円という税を取るとすれば、そこを一定にすれば、ということですね。

実は、この議論は貯蓄に影響があるわけです。所得税のほうが貯蓄を減らす働きがあります。消費税は、消費に不利に働くわけではなくて、所得税が貯蓄に不利に働いているということなのです。原点をどこに置るかという問題ですけど、それは詳しくお話ししないと分かりにならないかもしれませんので、きょうは申しません。ただ所得税の場合も、可処分所得が小さくなることによって、消費を抑制する効果がある。その点は同じです。

二番目のアメリカの国税ですが、確かに直接税が中心です。しかし、地方税の段階では、まず固定資産税が非常に高く、売上税は間接税です。したがって地方税の段階での比率は若干違うといっていると思います。しかし、国税では、日本より直接税の比率が高い。

三番目の年金ですが、支給開始年齢を見ますと、日本の六十歳というのは実は低い。ヨーロッパは大体六

十三歳とか六十五歳です。そういう意味では日本の制度のほうがジェネラスなわけです。

今 それは、定年の時に年金が連動するかどうかを見分けなきゃいけないんじゃないんですか。日本の場合は、定年の時に連動しないでしょう。向こうは六十五歳定年でも、定年の時にすぐ連動しますね。定年の差がある。

制度的に進んでいる日本の年金

野口 定年という制度は欧米の場合に、ちょっと考えにくいのですけれども、ただ、高齢者の就業率で見ますと、日本のほうが実は高い。日本のほうが遅くまで働いているのです。ある会社を定年になっても、雇用延長とか、子会社に行くということだと思いが……。

今 中小企業の場合はなかなかそこまでいっていませんよ。

野口 全体としての高齢者の就業率は日本のほうが高いのです。ヨーロッパのほうが年金生活を送っている人が多い。

今 現実に五十五歳とか、五十七歳の定年が日本にはありますね。

野口 ヨーロッパの場合、定年とリンクしているわけではありませんが、仕事をしないということは支給条件の一つですが、仕事を辞めれば貰えるわけではあります。支給開始年齢が、やはり決まっています。イギリスの場合は六十五歳（女子六十歳）、西ド

イツ六十五歳、フランス六十歳、スウェーデン六十五歳で、六十歳という国はあまりない。日本の厚生年金

は、そういう意味では非常に恵まれた制度になっています。私は、六十歳は低過ぎると、いつでも思うのですけれども、ですから、むしろ制度としては逆になっています。アメリカも六十五歳です。

今 私がいますのは、仕事を辞めた時に年金を貰えるというのと、いま日本の平均定年は五十七とか八というのが八割ぐらいになってきていますけれども、それでも、たとえば私とか、私の仲間を見ても、定年になっても厚生年金は入りませんわね。働く人もいるかもしれないけれども、働けない人もいます。そういう人は、二年とか三年、五年のプランクがあるということも認めざるを得ないでしょう。

野口 そのプランクは、欧米諸国のほうが長いわけです。六十五歳にならないと貰えませんから。

今 いや、アメリカあたりは七十歳まで働くというような形になりましたでしょう。

野口 全体として見ますと、高齢者の就業率は日本のほうが高いのです。老人は日本のほうが多く働いています。

ただ、日本で現在、十分な額の年金が出ているかどうかというのが問題なのです。それは、年金の成熟度の問題であって、日本ではまだ年金ができてから歴史が浅いために、十分な期間、年金に加入している人はそんなに多くないのです。特に国民年金はまだ本格的な支給が始まっていませんから、実際問題として十分な額の年金は出ていません。それが変われば、支給額は増えざるを得ないであろう、ということなのですけれども。

岩橋（毎日） 先生のおっしゃっている大型間接税導入の際に、同額の減税は、実現の可能性の点から見

て非常に分かりやすい話ですが、その段階における財源不足はどのような格好で解消していくべきなのか。

福祉目的税では不十分

野口 同額だけ減税したらいいだろうと申しあげたのですけれど。

岩橋 増、減税チャラというようなね、税制改正が出てくる場合には、現在の財政状況も当然根底には流れていると思うので、現実問題として出てくるであろう足りない分は、どんなふうに考えていったらいいのか、というのが一点。

それから、福祉目的税のような形の導入、非常にこれも分かりやすいのですが、現在の福祉支出ざっと九兆円で、その額からいけば、お金に色はついていないということ、全部をまかなうには、九兆円全部導入するということわけにもいかんでしょうから、最初は差が出てくるわけですね。その場合に、導入して得たゼニが、ほかの政策に流れていく場合もあり得ますね。そのあたりをどのように考えたらいいのか。

野口 私の主張しましたのは、たとえば大型間接税を三兆円導入したら、所得税を三兆円減税しようということですが、それがあって、現在の国債の発行額はそのまま残るわけですね。それについては増税なき財政再建という、これまでの方向を堅持せよ、というのが私の主張です。具体的には、歳入を見直すことによって国債発行額を縮める、という主張です。

岩橋 それは可能とお考えですか。

野口 社会保障を除いては、つまり、社会保障で年金が増えていくということを除けば、可能だと思います。

岩橋 短期的に……？

野口 短期的にも、長期的にも可能だと思います。長期的に傾向的な増加要因を持っているのは、社会保障、主として年金だと思いますので、その部分はずせば可能だと思います。むしろ、そういうふうにするべきだということですね。

二点目は、税負担率でいえば、二五%が三五%に上がるだろうと申しましたね。この増える分が増税だということですが、したがって、現在、社会保障に対して一般会計が約九兆円の支出をしています、将来増えていく分を増税でまかなうということです。ですから、九兆円の部分は、現在の財源でまかなっていく。

岩橋 実際に予算をつくる場合に、現在ある九兆円が当然増えざるを得ませんわね。その増えた分について、頭の中ではそういうふうに見えると思うんですが、そういうものを肯定するようなことができるんでしょうか。

野口 それは、技術論であるとして省略した部分ですが、そのために一つ提案されているのは目的税で、ほかの用途ではなくて、ここに限定しようということですが、しかし、目的税は、現在すでに財源手当がなされているものについては機能しないのです。社会保障に使うものについては、その分だけ財源が浮きますから、それでほかのものをできるということ、だから目的税ではダメなんです。そのためには、ある種の勘定区分をする必要があると思います。一般会計はいまだンブリ勘定ですけれども、それを区別するというのが一つの方法ですし、もう一つは、現在の社会保障関係の支出は、年金は特別会計で処理されていますから、新しい税(増税分)は特別会計に直入させるわけです。

一方、所得税の減税は、減税国債(特別減税国債)を出して減税する。その減税を、特別会計が積立金で引き受ける、ないしは特別会計が運用部に預託しているお金で運用部が引き受ける、という方法をとる。償還の分だけ特別会計の支出が増えていく。それが将来の増加分に対応している。そのような方法の一つには考えられると思います。ちょっと技術的なことで申しわけないのですが……。

広瀬(東京) 大型間接税と同額の所得税減税という考え、大変すぐれていると思うのですが、その場合に、所得税減税の内容はどういうふうにお考えになっておられますか。たとえば累進税率を緩和するとか、思い切ってフラットに近づけていくのか。アメリカのフラットに近づけていく考え方をどう評価されるか。

大型間接税の方法論だとおっしゃった多段階か単段階かという問題。これは、そのかけ方によって、所得の捕捉に非常に関係があると思いますし、またそれが大型間接税もしくは一般消費税に対する抵抗になっていたんじゃないかと思えます。大型間接税のメリットの一つとして所得の捕捉効果を、もっと強く考えていんじゃないか、というのが私の感じなんです。

直接税から間接税への移行という方向と、支出税という考え方がありますが——これは一つの理想だと思いますが、大型間接税の導入は支出税へ近づくプロセスであるのか、それとも別のことなのか。

EC型の付加価値税を

野口 第一番目は、結論的にいえば、いろんなことをやるとしか申しあげようがないのですが、税率をフ

ラットに近づけていく。現在の超過累進税率の最高はちょっと高過ぎると思いますので、あれは引き下げ。年収が一、〇〇〇万円程度の急になっていくところを少し緩和する。それは必要だと思います。ただし、やはり課税最低限の引き上げも必要だと思います。ですから、結論的には、全部やるということになると思います。もう一つはブラケットの見直しですね。

二番目のことは、非常に難しい問題を含んでいます。私は、ヨーロッパの付加価値税を少なくとも最初目標とすべきだと思います。やはり、いろいろな意味ですぐれている。転嫁を確実にするか、サービスも含めてすべてを課税するというようなことを実現するのは、こういう方法によらざるを得ないと思います。一般消費税の時のように、最初からいろいろな問題があるからといって、たとえばインボイス方式を省略するとか、そういうのは望ましくないとします。

ただし、ご指摘のようにインボイス方式をとるということは、所得の捕捉に関係があって、それが直接税のほうの徴税におよぶという危惧が、事業者のほうにあるわけですね。それはもちろん問題なのですけれども、ただ現実問題として、そういうことがあることは事実で、そのことは考えざるを得ない。私は、それはむしろ現在の所得税とか、直接税のほうを直すことが必要なのだと思います。先ほどの資金ベースの法人税はそうですけれども、直接税のほうの法人税を簡単にすることによって、納税者の数を増やし、非常に簡単な方法によってかけていくわけです。そういう意味からも、税体系全体の見直しが必要だということを中心したいわけです。

ですから、大型間接税で理想に近いものを導入して

いくためには、そういうような意味からも、法人税ないしは事業所得に対する所得税が、現在のままではよいとは思えないわけです。結論的には、E・C型の付加価値税ということになります。

重要な課税ベースの問題

三番目の質問は非常に重要な点を含んでいます。大型間接税に移行するということは、実は二つの内容を含んでいるわけです。一つは、徴税の方法として、直接税から間接税に移行すること。物の価格に転嫁させて税をとるという方式の税にすることです。もう一つが、所得に対する課税から消費支出に対する課税に移行する、ということなのです。

実は支出税という考え方は、課税ベースが所得か消費支出かという問題で、所得ではなくて消費支出に課税する税を支出税といいます。ですから支出税への移行というのが、実はこの中に含まれているのです。ただ支出税は原理的には直接税としても徴収できるとされているわけで、「ミッド報告」では直接税としての支出税を提案しています。ですから、税の取り方の問題と、課税ベースの問題は一応別の問題ですが、二つのことが含まれています。したがって、大型間接税は、実はそういう二つのこととして捉える必要があるわけです。

先ほど個人段階での間接税に対応するものとして、法人段階で資金ベース法人税があると申しましたが、それは、個人の段階で所得ではなくて、消費支出に課税するということと、法人の段階で利潤ではなくて、キャッシュ・フローに課税するということが対応して

いるわけです。さきほど大型間接税への移行と利子課税強化は矛盾していると申しましたが、それもいまの点に關することなんです。利子に課税するというのは、古典的な意味での所得に課税するという事です。しかし、消費に課税するというのは、そこから利子を控除するのと同じことです。ですから、論点が二つあります。これは先ほどはつきり申しませんでしたけれども、重要な点です。

現在の大型間接税の議論は、徴税方式の点が重視されていますが、課税ベースの点も非常に重要な論点です。直間比率の問題だけではないのです。課税ベースの問題が含まれています。

岩村(個人) いま利子課税についておっしゃいましたけれども、利子に対する課税は、やりようによれば、所得税についてのフラット化といえますか、所得のある部分を切り離して、それに単一課税をかけるというやり方をやりますと、所得課税のフラット化が部分的に実現するんじゃないか。いまの累進税率はかなり激しいと思いますし、先生がおっしゃった立論とちよつと別のサイドから利子課税を考えて、所得税は減らしていくけれども、利子課税を一つのフラット化の対象として捉えることはできないか、と考えるんですが、ご意見をうかがいたいと思います。

野口 そのような議論も可能だと思いますけれど、ここで問題になっているのは、そもそも利子は課税すべきかどうかということですね。いまのご指摘の問題は、所得税を前提にして、つまり利子は課税するということを前提にしてお話です。やり方の問題だと思ふのです。